

名称

## 【鳥取市】まちなか振興ビジネス活性化支援事業(鳥取県との連携事業)

施策概要

補助事業を行う商店街組織及び中小企業者等がまちなかを振興する観点で実施する地域課題に対応する事業に要する経費を補助します(消費税及び地方消費税を除く)

### ○ 1つ以上の地域課題の解決に資する環境整備を実施するための事業

(1) 商業・サービス機能向上、(2) 生活者・来街者の利便性向上

ア 事業実施主体

商店街振興組合、商店街振興組合連合会、共同出資会社、事業協同組合、法人化されていない任意の商店街等を構成する団体(定款等により代表者の定めがあり財産管理等が適切に行うことができると市が認めるものに限る。)

イ 補助対象経費

- ① 事業検討に要する調査研究・実施実験に係る経費
- ② 施設の改修に係る経費
- ③ サービス・システム等の導入に係る経費
- ④ 上記②、③に付随して実施されるPR活動に係る経費

ウ 補助率・補助上限額

2/3(県1/3、市1/3) 6,000千円

### ○ 2つ以上の地域課題の解決に資する新規出店に係る事業

ア 事業実施主体

中小企業基本法(昭和38年法律第154号)に定める中小企業者

イ 補助対象経費

- ① 店舗改修費
- ② 上記①に付随して必要と認められる広告宣伝費、専門家招聘費

ウ 補助率・補助上限額

2/3(県1/3、市1/3) 6,000千円

※ 地域課題

- ① 少子化、② 高齢化、③ 安全・安心、
- ④ まちなか商業集積の衰退・賑わいの喪失、
- ⑤ デジタル化(キャッシュレス化)、⑥ 地産地消、
- ⑦ その他各地域において広く認識されている固有課題

問合せ先

鳥取市 経済観光部 経済・雇用戦略課  
TEL:0857-30-8282 FAX:0857-20-3947

詳しくはこちら

<https://www.city.tottori.lg.jp/>

名称

## 【鳥取市】鳥取市まちなか・コミュニティビジネス支援事業

施策概要

まちなかの自立的・持続的発展に寄与するコミュニティビジネス等の起業に対する取組を支援します。

### 1.対象事業

まちなか(中山間地域を除く地域)における生活の維持、コミュニティの活性化に資するコミュニティビジネスの起業

※コミュニティビジネスとは、地域の課題を地域住民が主体的に、ビジネスの手法を用いて解決する取組であって、原則として下の要件を全て備える事業をいう。

構成要素	内容
活動の主体	地域住民であること
目的	公共サービスを補完する形で、これまで目を向けられなかった社会や地域の課題を解決すること
活動の特徴	原則、寄附金などの外部資金に頼らず、自らが事業収益を上げながら継続的に課題解決に取り組むこと。

### 2.対象経費

事業に必要な施設の改修・整備、機器・設備・器具・備品の購入又はリースに係る経費(消費税及び地方消費税を除く)

### 3.補助率・補助上限額

1/2(県1/3、市1/6)以内 3,000千円

問合せ先

鳥取市 経済観光部 経済・雇用戦略課  
TEL:0857-30-8282  
FAX:0857-20-3947

詳しくはこちら

<https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1333610597012/index.html>

## 施策概要

中心市街地の賑わい創出と商業活性化を図るため、大型空き店舗対策事業を実施します。

## 1 商店街テナントマッチング事業

＜実施主体＞鳥取市中心市街地活性化協議会(以下「中活協」という。)

(1) 中心市街地商店街区域にある空き店舗への入居を希望する事業者と商店街関係者との連絡・調整・面談などを行います。

(2) 商店街などによるテナント誘致活動を支援します。

※ 空き店舗情報は中活協のHPをご覧ください。<http://www.tottori-machinaka.com/>

## 2 大型空き店舗入居促進事業

上記のマッチング事業等により、店舗面積50坪以上の物件に入居が内定した事業者などに対し、店舗活用に要する経費の一部を補助します。

## (1) 対象者

商店街、まちづくり会社、テナントその他市長が特に認める者であって、次に掲げる要件をいずれも満たすこと。

ア テナントとして行う業種が小売業、飲食業、サービス業又は市長が適当と認める事業であり当該事業の継続性が見込まれるものであること。

イ 商店街及び中活協と事前に十分協議をし、大型空き店舗に入居するものであること。

ウ 商店街及び中活協と連携し、中心市街地のまちづくりに積極的に協力するものであること。ただし、次のいずれかに該当する場合は補助の対象となりません。

- ① 中心市街地の店舗から大型空き店舗へ移転したことにより、移転前の店舗を空き店舗としたもの
- ② 店舗の主たる営業時間が夜間(午後5時から翌日の午前9時までをいう。)のみのもの
- ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に基づく風俗営業を行おうとするもの

(2) 対象経費 店舗賃借料(共益費及び駐車場代を除くものとし、6月分を上限とする。)、  
店舗改装費、広告宣伝費

(3) 補助率 3/4

(4) 限度額 3,000千円

## 問合せ先

・鳥取市 経済観光部 経済・雇用戦略課  
TEL:0857-30-8282 FAX:0857-20-3947  
・鳥取市中心市街地活性化協議会(鳥取市弥生町323-1 パレットとっとり2階市民交流ホール内)  
TEL:0857-39-0777

## 詳しくはこちら

<https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1211853187274/index.html>

名称

# 【鳥取市】鳥取市企業立地促進補助金

施策概要

企業の新規立地・増設を支援します。

補助対象業種	対象企業	要件		補助率			補助限度額
		雇用要件	投資額要件	投下固定資産額	初年度賃借料	鳥取市に本社を置く企業への発注額	
製造業 道路貨物運送業 倉庫業 梱包業 植物工場 自然科学研究所 職員教育施設・支援業 研究開発型事業	新規誘致企業 (大企業)	正規雇用者 10人純増	10億円 以上	10%	50%	10% (大企業への発注は 5%) ※操業後3年間	2億円 (発注額に 対する 補助は除く)
	新規誘致企業 (中小企業)	正規雇用者 3人純増	3,000 万円以上				
	市内企業 (大企業)	正規雇用者 10人純増	10億円 以上				
	市内企業 (中小企業)	常用雇用者 3人純増	3,000 万円以上				
雇用維持十 付加価値額 4%/年の増加							
その他市長が認める業種 (「因幡・但馬麒麟のまち連携 中枢都市ビジョン」における圏 域全体の経済成長のけん引に 向けた課題解決に資する事業 で鳥取市経済観光部が所管す る事業)	新規誘致企業 (大企業及び 中小企業)	なし	1億円 以上			なし	なし
	市内企業 (大企業)		3,000 万円以上				
	市内企業 (中小企業)		3,000 万円以上				
ソフトウェア業 デザイン業 機械設計業	新規誘致企業 (大企業及び 中小企業)	正規雇用者 5人純増	3,000 万円以上				
	市内企業 (中小企業)	常用雇用者 3人純増					
情報処理・提供サービス業 インターネット付随サービス業	新規誘致企業、 市内企業	常用雇用者 20人純増	3,000 万円以上				
農業	会社法人が 農業を行う ための新増設	常用雇用者 1人純増	1億円 以上	20% (旧市域で事業を行う 場合、10%)			
特記事項	1. 新規誘致企業とは、鳥取市内に事業所等を有しない企業をいい、市内企業とは、鳥取市内に事業所等を有する企業をいう。 2. 交付申請が可能な期間は、補助金交付対象企業として指定を受けた日から5年以内(ただし、投資額1億円以上の場合は6年以内、投資額10億円以上の場合は7年以内)とする。 3. 当該補助金の申請回数は、平成28年10月1日以降に補助対象企業として指定された回数が10年間で3回を限度とする。 4. 付加価値額とは、次の2通りとする。 ①付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費 ②一人当たりの付加価値額＝付加価値額÷従業員数(小数点以下第2位を四捨五入) 5. 発注額とは、製品製造に係る市内企業への発注、運送費及び製造工程に必要なとされる備品購入等で1社当たり年間50万円以上の発注額とする。						

## ○データセンター関連事業への支援メニュー

1 補助対象事業	2 補助対象事業区分	3 雇用要件	4 投下固定資産額(※3)	5 補助率	6 補助限度額	7 指定回数制限
主にデータセンター事業の用途に供する施設等を建設し、専らデータセンター事業者に対して賃貸する事業(※1)	新設増設(※2)	なし	10億円以上	投下固定資産額×1/10	2億円	1回
主にデータセンター事業の用途に供する施設等を自らが所有して行うデータセンター事業		常用雇用者 3人純増				
データセンター事業の用途に供する施設等を賃借して行うデータセンター事業		常用雇用者 2人純増	5億円以上 (ただし、償却資産に限る。)	投下固定資産額×1/10 (ただし、償却資産に限る。)		
備考 ※1 建設した施設においてデータセンター事業者が1社以上入居した実績があること。 ※2 施設及び償却資産等の更新にとどまる事業を除く。 ※3 第2条第3号エに定める費用を除く。						

問合せ先

鳥取市 経済観光部 企業立地・支援課 TEL:0857-20-3223 FAX:0857-20-3947

詳しくはこちら

<https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1491814907296/index.html>

名称

【鳥取市】鳥取市情報通信関連企業立地促進補助金

施策概要

情報処理・提供サービス事業者の新規立地・増設を支援するため、鳥取市内での情報通信関連企業の新規・移転・増設後の事業で生じる経費を補助します。

1 補助対象事業	2 補助対象者	3 補助対象経費	4 補助率	5 限度額	6 補助対象期間
(1)市内企業支援メニュー 情報通信関連企業のオフィスを設置し、又は事業を拡張することにより、雇用を創出する事業	自然科学研究所、ソフトウェア業、デザイン業、機械設計業、インターネット付随サービス業又は研究開発型事業を営む事業者であり、かつ常用雇用者5名の雇用を創出する者	借室料	6分の1	5,000千円/年	最大5年間
	情報処理・提供サービス業を営む事業者であり、かつ常用雇用者20名の雇用を創出する者			10,000千円/年	
(2)小規模立地支援メニュー 小規模なオフィスを本市内に移転・新設する事業	市外から市内へのオフィス移転(本社機能の一部移転を含む。)・新設を行う事業者であって、次に掲げる各号のすべてに該当する者 (1)指定申請日時点で本市内にオフィスを設置していないこと(事業計画について市が事前に内諾している場合を除く。) (2)交付申請日時点で雇用者数が2名以上いること。		4分の1	2,000千円/年	最大2年間
(3)中規模以上立地支援メニュー 中規模以上のオフィスを本市内に移転・新設する事業	市外から市内へのオフィス移転(本社機能の一部移転を含む。)・新設を行う事業者であって、次に掲げる各号のすべてに該当する者 (1)指定申請日時点で本市内にオフィスを設置していないこと(事業計画について市が事前に内諾している場合を除く。) (2)交付申請日時点で雇用者数が5名以上いること。	4分の1	5,000千円/年	最大5年間	

※既に市内で当該事業を営む者が事業を拡張する場合は、この要綱が適用される初回の拡張事業を補助の対象とする。  
 ※別表第6欄の期間は、雇用要件を達成してからの年数とする。  
 なお、(2)と(3)を併用する場合の対象期間は、(2)(3)合わせて最大5年間とする。

問合せ先

鳥取市 経済観光部 企業立地・支援課  
 TEL:0857-20-3225  
 FAX:0857-20-3947

詳しくはこちら

<https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1491814907296/index.html>

**名称****【鳥取市】鳥取市食品加工産業育成事業****施策概要**

地域経済の活性化を目的として、農林水産物等を活用した食品加工に係る新規事業の創出並びに土産物等の食品加工に係る新商品の開発及び既存商品の改良を行う食品加工関連事業者に対して補助金を交付します。

**補助率:1/2**

補助対象事業	補助対象者	補助対象経費	限度額 (万円)
食品加工に係る新商品の開発、既存商品の改良等により当該商品の付加価値を向上し、販売の拡大を図る事業	中小企業者、協同組合又は生産者団体 その他市長が特に必要と認める団体	謝金、旅費、原材料費、機械装置費、使用料及び賃借料、委託料、広告宣伝費、雑費、その他市長が必要と認める経費	100

※本補助金は審査会(プレゼン・質疑応答)による審査があります。  
※国・県などから同様の補助等を受けていない事業を対象とします。

**問合せ先**

鳥取市 経済観光部 企業立地・支援課  
TEL:0857-20-3223  
FAX:0857-20-3947

**詳しくはこちら**

<https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1243315574987/index.html>

名称

# 【鳥取市】オフィス移転・新設支援事業補助金

施策概要

鳥取市内へのオフィス移転・新設を行う又は検討している企業に対して、視察及び移転・新設に要する経費等の一部を補助します。

1 補助対象事業	2 補助対象者	3 補助対象経費	4 補助率	5 限度額
(1)小規模立地支援メニュー 小規模なオフィスを本市内に移転・新設する事業	市外から市内へのオフィス移転(本社機能の一部移転を含む。)・新設を行う事業者であって、次に掲げる各号のすべてに該当する者 (1)指定申請日時点で本市内にオフィスを設置していないこと(事業計画について市が事前に内諾している場合を除く。) (2)交付申請日時点で雇用者数が2人以上いること。	テナント改修、設備等の購入及びオフィスの移転に要する経費	4分の1	2,000千円
(2)中規模以上立地支援メニュー 中規模以上のオフィスを本市内に移転・新設する事業	市外から市内へのオフィス移転(本社機能の一部移転を含む。)・新設を行う事業者であって、次に掲げる各号のすべてに該当する者 (1)指定申請日時点で本市内にオフィスを設置していないこと(事業計画について市が事前に内諾している場合を除く。) (2)交付申請日時点で雇用者数が5人以上いること。		2分の1	5,000千円
(3)地域活性化事業費支援 市内企業・団体等と連携し、地域資源を活用して行う地域活性化に資する事業	次に掲げる各号のいずれかに該当する事業者 (1)市外から市内へのオフィス移転・新設を検討しており、指定申請日時点で本市内にオフィスを設置していない事業者 (2)指定申請日時点で本市内に事業所等を移転・新設し1年以内の事業者	事業の実施に必要な経費(機器設備購入費、賃借費、通信費、研究費、調査費、光熱費等)		

※同一事業者が(2)と(3)の事業を実施する場合、その限度額は(2)(3)合わせて5,000千円とする。

問合せ先

鳥取市 経済観光部 企業立地・支援課  
TEL:0857-20-3225 FAX:0857-20-3947

詳しくはこちら

<https://www.city.tottori.lg.jp/>

名称

## 【鳥取市】とっとりまちづくりファンド 鳥取市まちづくり融資～リノベーション創業型～

施策概要

地域活力や拠点性を高めることが期待されるエリアで遊休不動産を活用する民間まちづくり事業を支援し、エリア価値向上および事業創出の促進を図る。

### 【対象者】

(ファンド・融資共通)起業・創業、第二創業、新分野進出する法人・個人事業主  
※ ただし、ファンドについては個人事業主は対象外

### 【対象事業】

遊休不動産のリノベーションなど施設の整備に関わる事業を原則として、働・遊・学・住などに関連するコンテンツを整備・運営するもののうち、まちの魅力の向上に資する事業を対象とする。

### 【投資内容】

(とっとりまちづくりファンド有限責任事業組合)

設立日:2019年2月1日

ファンド運用期間:2033年1月31日まで

ファンド総額:8,000万円

出資者(組合員):鳥取市、株式会社鳥取銀行、鳥取信用金庫

対象企業が発行する株式の取得により、当該ファンドから投資する。

資金使途:設備資金

投資形態:対象企業が発行する株式の取得

投資規模:1社に対する投資上限額は原則2,000万円

投資期間:1社に対する投資期間は原則10年

### 【融資内容】

鳥取市まちづくり融資～リノベーション創業型～を実行した金融機関に対し利子補給。

取扱期間:2018年11月1日～2026年3月31日

融資限度額:3,500万円

融資期間:10年以内(据置1年以内を含む。)

融資利率:0.5%(変動金利)

信用保証:保証協会保証付融資又は取扱金融機関プロパー融資での取扱い

取扱金融機関:株式会社鳥取銀行、鳥取信用金庫

問合せ先

鳥取市 経済観光部 企業立地・支援課

TEL:0857-20-3223 FAX:0857-20-3947

詳しくはこちら

<https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1541055148581/index.html>



名称

## 【鳥取市】ふるさと産業規模拡大等事業費補助金

施策概要

ふるさと産業について、既存事業拡大に伴う設備導入を行う事業並びに新たに開発した商品の製造及び販売を行う事業に対して支援します。

本補助金の交付の対象となる経費は、別表第1に掲げる経費のうち、別表第2の第1欄に掲げる事業の区分に応じ、同表の第2欄に掲げるものとします(消費税及び地方消費税は除く。)

別表第1

区分	適要
謝金	専門謝金
旅費	専門家招待旅費
原材料費	新商品開発の試作における原材料及び副資材の購入に要する経費
機械装置費	機械装置・工具器具・什器の購入、改良、据付、借用又は修繕に要する経費、当該設備導入に関わる構築物の工事費(設計料を含む。)
外注加工費	外注加工に要する経費(補助対象経費の総額に占める外注加工費の割合が4割を超えないものとする)
委託費	ホームページ開設を業者に委託する場合の経費、商品の品質調査・成分分析などに要する経費、意匠、商標及び工業所有権等知的財産権の取得に要する委託経費、マーケティングリサーチに要する経費
広告宣伝費	広告費及び印刷製本費(パッケージ等のデザイン料を含む)
雑費	消耗品費、通信運搬費

別表第2

1 補助対象事業		2 補助対象経費	3 補助率	4 限度額 (万円)
区分	内容			
規模拡大型 事業	生産ライン又は販売所の拡充、整備等の既存事業拡大のための設備導入を行う事業(販売所は、製造所と同一の敷地内にあるもの又は隣接するものに限る。)	謝金、旅費、機械装置費、 外注加工費、委託料、雑費	1/2	200
新商品開発型 事業	ふるさと産業を活用した新商品の製造及び販売促進を行う事業	謝金、旅費、原材料費、 機械装置費、外注加工費、 委託料、広告宣伝費、雑費	2/3	50

問合せ先

鳥取市 経済観光部 経済・雇用戦略課  
TEL:0857-30-8282 FAX:0857-20-3947

詳しくはこちら

<https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1524296150687/index.html>

名称

## 【鳥取市】事業承継推進事業

施策概要

市内中小企業の事業承継推進及び経営の安定を図るため、事業承継を支援する資金融資を受けた者の利子負担の軽減を行います。

### ●補助対象者

次のいずれにも該当する者

- (1) 市が県と協調して中小企業者を対象に行う事業承継支援資金融資及び日本政策金融公庫が中小企業者を対象に行う事業承継・集約・活性化支援資金融資(個人企業・小規模企業向けに限る。)を、平成31年4月1日から令和6年3月31日までの間に鳥取市内の事業を承継することを目的として受けた者
- (2) 市税等(納期限の到来しないものを除く。)の滞納のない者

### ●補助対象期間

最長7年間

### ●補助額

補助対象者が支払った対象融資に係る利子の3分の2に相当する額(1円未満の端数を切り捨てた額)とする。

ただし、当該融資の元本の返済の遅延利子及び損害金は対象外とする。

本補助金の単年度当たりの限度額は、10万円とする。

問合せ先

鳥取市 経済観光部 企業立地・支援課  
TEL:0857-20-3223 FAX:0857-20-3947

詳しくはこちら

<https://www.city.tottori.lg.jp/>

名称

## 【鳥取市】小規模事業者経営改善資金利子補助金

施策概要

日本政策金融公庫から経営改善資金融資及び、生活衛生改善資金融資(以下「対象融資」という。)を受けた小規模事業者に対し、事業者の負担軽減及び経営安定を図るため利子補助を行います。

### ●補助対象者

次のいずれにも該当する者

- (1)市内に住所又は事業所を有し、1年以上継続して同一事業を営んでいる者であって、平成25年4月1日から令和6年3月31日(生活衛生改善資金融資については平成27年4月1日から)までの間に、日本政策金融公庫で対象融資の実行を受けた者
- (2)市税等(納期限の到来しないものを除く。)の滞納のない者

### ●補助対象期間

当該融資の償還が開始された日の属する月の翌月初日から起算して2年を限度とする。

### ●補助額

補助対象者が支払った対象融資に係る利子の2分の1に相当する額(1円未満の端数を切り捨てた額)とする。ただし、当該融資の元本の返済の遅延利子は対象外になります。

問合せ先

鳥取市 経済観光部 企業立地・支援課  
TEL:0857-20-3223 FAX:0857-20-3947

詳しくはこちら

<https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1365732086726/index.html>

名称

## 【鳥取市】第三者承継支援補助金

施策概要

鳥取市内に事業所を置く中小企業等が、専門機関等（中小企業庁が実施するM&A支援機関登録制度に登録された登録FA・仲介業者）と自社の第三者継承先を探すための支援を受けるために契約を締結した際に生じる費用の一部について支援します。

### ● 補助対象経費

専門機関への委託費用・仲介手数料・アドバイザー費用のうち、成功報酬

### ● 対象要件

株式譲渡、事業譲渡等により、有機的一体としての経営資源（設備、従業員、顧客等）の引き継ぎを受けること

（店舗や設備のみを引き継ぐ等、個別の経営資源のみを引き継ぐ場合は対象外）

### ● 補助額

対象経費の1/5（限度額：100万円）

※国・県など他の制度との併用不可（鳥取市事業承継推進補助金（利子補助）は併用可能）

問合せ先

鳥取市 経済観光部 企業立地・支援課  
TEL:0857-20-3223 FAX:0857-20-3947

詳しくはこちら

<https://www.city.tottori.lg.jp/>

名称

## 【鳥取市】中小企業等奨学金返済支援事業

施策概要

市内企業の人材確保の促進及び若年者の早期離職の防止を図るため、従業員の奨学金返済を支援する制度を設けている事業者に対して、その制度に基づき支給する手当等の一部を補助します。

### 1 対象者

中小企業者又は中小企業者と同程度の従業員規模であって、鳥取市内に主たる事業所を置く社会福祉法人、医療法人、学校法人、特定非営利活動法人、公益法人等もしくは協同組合等のいずれかに該当し、従業員の奨学金返済を支援する制度を設ける事業者。

なお、支援対象従業員は、補助対象事業者に勤務し、以下の全てを満たす者。

- (1) 補助金交付申請日において、雇用期間の定めがなく、補助事業者において正職員として勤務していること。
- (2) 申請日の属する会計年度の4月1日において、採用の日から起算して8年を経過していないこと。
- (3) 申請日において、奨学金を返済中であるか、返済予定が確定していること。
- (4) 奨学金について、鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金等、他団体から返済支援を受けていないこと。
- (5) 補助事業者が個人事業主である場合においては、当該個人事業主と生計を一にしている親族でないこと。ただし、勤務実態及び勤務条件が支援対象従業員以外の従業員と同様であると認められるものを除く。
- (6) 役員等、事業主と利益を同一にする地位の者でないこと。

### 2 補助期間

補助対象事業者に採用された日の属する月から起算して、96か月までとします。

なお、転職等により、以前勤務していた中小企業で本制度の対象となっている場合は、その期間を通算します。

### 3 補助金額

年8万円を補助上限とします。ただし、対象従業員に対する手当支給額の2分の1が8万円を下回るときは、手当支給額の2分の1に相当する額とします。

問合せ先

鳥取市 経済観光部 経済・雇用戦略課  
TEL:0857-30-8284 FAX:0857-20-3947

詳しくはこちら

<https://www.city.tottori.lg.jp/>

名称

## 【鳥取市】企業自立サポート融資(制度融資)

施策概要

中小企業者を支援するための融資制度です。

### 〈市町村単独の制度〉

鳥取市中小企業経営安定化資金	経営安定のために必要な資金の融資
鳥取市「地産地消の店」支援資金	「地産地消の店」の店に認定された飲食店等の経営に必要な資金の融資

### 〈県・市町村協調の制度〉

創業支援資金	起業・創業に必要な資金の融資
中小企業小口融資 小規模事業者融資	小規模企業者等を対象とした事業資金の融資
流動資産担保融資	売掛債権や棚卸資産を活用した資金の融資
企業自立化支援資金	一般的な事業資金の融資
新事業展開資金	経営革新や海外展開のための事業資金の融資
新規需要開拓設備資金	設備の導入・新設、合理化などに取り組む資金の融資
経営体質強化資金	業況悪化の状況における経営の維持、回復のための融資
取引安定化対策資金	取引先の倒産や取引縮小等により必要な運転資金の融資
経営安定支援借換資金 経営再生円滑化借換特別資金	金融機関、商工団体等の支援を受けて経営の改善・再生に取り組むため、既往借入金を借り換えるときの融資
地域経済変動対策資金 災害等緊急対策資金	災害や経済変動事象の影響を受けた施設の復旧や経営安定のための融資
事業承継支援資金	事業承継、合併等を行うときに必要な資金の融資
再生支援資金	事業再生のために必要な資金の融資
働き方改革応援資金	従業員の労働環境改善に資する取組を行うときの融資
災害対応力強化資金	事業継続計画(BCP)等の防災対策を向上させるための融資
産業未来共創資金(大型投資)	工場の新設・増設等の大型投資に必要な資金の融資
バイオ産業支援資金	染色体工学技術を活用した事業開発に必要な資金の融資
経営安定事業継続支援資金	当面の返済負担を軽減するための期日一括返済型の融資

### 〈申込窓口・連絡先〉

- 鳥取商工会議所 中小企業相談所 電話:0857-32-8005
- 鳥取県東部商工会産業支援センター 電話:0857-30-3009
- 鳥取県東部西商工会産業支援センター 電話:0858-85-6511
- 鳥取県商工会連合会 電話:0857-31-5555(代表)
- 鳥取県中小企業団体中央会 電話:0857-26-6671(代表)

問合せ先

鳥取市 経済観光部 企業立地・支援課  
TEL:0857-20-3223 FAX:0857-20-3947

詳しくはこちら

<https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1289366913537/index.html>

名称

## 【米子市】産学官・医工連携しごとの種(シーズ)づくり 支援事業補助金

施策概要

市内の中小企業者、協同組合等及び生産者団体(以下、中小企業者等とします。)と県内の学術機関又は医療機関とが連携し、新たな事業活動を創出するための研究開発・調査等に要する費用の一部を支援します。

### 【支援内容】

中小企業者等と学術研究機関もしくは医療機関とが連携して行う、研究開発や調査等に対し、その取組に必要な経費を支援します。

### 【補助率】

事業費の3/4

### 【補助上限額】

200千円

### 【主な補助対象経費】

①原材料費 ②機械装置購入費 ③外注経費 ④技術指導受入費 ⑤共同研究費  
⑥市場調査費 ⑦印刷製本費 ⑧広告宣伝費 ⑨旅費 等

### 【事業期間】

交付決定日より12ヶ月以内

### 【その他】

同一の事業に対し、1回限りの交付とします。

問合せ先

米子市 経済部 経済戦略課  
TEL:0859-23-5224  
FAX:0859-22-6106

詳しくはこちら

<http://www.city.yonago.lg.jp/>

名称

# 【米子市】米子市企業立地促進補助金

施策概要

米子市内において、工場又は事業所の新設、増設又は移転を行う企業に対して、下記のとおり補助金を交付します。

補助対象、経費	投下固定資産額
補助対象額 算定方法	①投下固定資産額×5% (新規進出、本社機能移転による加算あり) ②初年度リース料×50% ※上限額1億円。新規進出、本社機能移転、土地取得が伴う場合は上限2億円
補助申請	事業開始から3年以内
要件	① 雇用 中小企業:1人以上 大企業:3人又は5人以上 ② 投資額 中小企業:3,000万円以上 大企業:1億円以上
対象業種	製造業及びこれに類する事業、道路貨物運送業、自然科学研究所、情報処理・提供サービス業、事務管理業務、職員教育施設・支援業、コンテンツ関連事業並びにソフトウェア業、デザイン業、機械設計業等の研究開発型事業

(注)この補助金は、事前に補助対象企業の指定を受ける必要があります。

問合せ先

米子市経済部 経済戦略課企業立地推進室 TEL:0859-23-5218  
米子市経済部 商工課商工振興担当 TEL:0859-23-5217 FAX:0859-23-5354

詳しくはこちら

<http://www.city.yonago.lg.jp/>



名称

## 【米子市・境港市】中海・宍道湖・大山圏域市長会 海外商談会参加等支援補助金

施策概要

外国人観光客の誘致及び自社製品、技術等の海外への販路の開拓に向けた自主的な取組を支援します。

補助対象経費	海外で開催される観光及び物産に関する商談会等へ参加するために要する経費の一部を補助します。 (商談会等へ参加するための経費とは、商談会において、見本商品・カタログなどを展示するブース出展をはじめ、商談のみ目的とした参加も含まれます。)
補助率	補助対象経費の1/2 補助上限額: 10万円 を原則とし、以下にあてはまる場合は①～③の補助率、補助上限額とします。 ①ロシア、韓国、中国、台湾及びインド国内での商談会等へ参加する場合 補助率2/3 補助上限15万円 ②平成24年度から申請の前年度までに市長会補助金の交付を受けた場合 補助率1/4 補助上限10万円 ※①と②いずれかに重複する場合⇒①を適用。 ※他制度併用の場合は、他制度で補助対象となっている経費は市長会補助金の対象経費としない

問合せ先

中海・宍道湖・大山圏域市長会事務局  
TEL:0852-55-5056  
FAX:0852-55-5058

米子市 経済部 商工課  
TEL:0859-23-5219  
FAX:0859-23-5354

境港市 産業部 水産商工課  
TEL:0859-47-1056  
FAX:0859-44-7957

中海・宍道湖・大山圏域市長会事務局  
TEL:0852-55-5056  
FAX:0852-55-5058

詳しくはこちら

<https://www.nakaumi.jp/>

名称

## 【米子市】小規模事業者経営改善資金利子補給補助金

施策概要

日本政策金融公庫から小規模事業者経営改善資金又は生活衛生関係営業経営改善資金(以下「交付対象資金」という。)の融資の実行を受けた小規模事業者に対し、事業者の負担軽減及び経営安定を図るため利子補助を行います。

### ■補助対象期間

交付対象資金の償還が開始された日の属する月から起算して36か月間とする。

### ■補助額

支払った交付対象資金の利子(当該交付対象資金の貸付けに係る元本の返済が遅延したことに伴って生じた増額部分を除く。)の額の2分の1に相当する額(その額に1円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てて得た額)とする。

問合せ先

米子市 経済部 商工課 TEL:0859-23-5219 FAX:0859-23-5354

詳しくはこちら

<https://www.city.yonago.lg.jp/17823.htm>

名称

## 【米子市】台湾台北市販路開拓支援補助金

施策概要

地産外商の促進による市内中小企業者の発展と産業の活性化を目的として、中海・宍道湖・大山圏域市長会で交流を進めている台湾台北市に重点を置き、新たに台北市への販路開拓・事業展開のための取組を行う市内中小企業者等を支援します。

### 【対象事業】

自社の製品、サービス等について、新たに台湾台北市への販路の開拓又は事業の展開を目的として行なう商談、販売促進活動等の取組

### 【補助対象経費】

委託費(補助対象事業を実施するために必要となるコーディネーター等のコンサルティング料、現地での通訳費など)  
旅費(中海・宍道湖・大山圏域市長会が企画する台湾台北市への現地視察、市場調査等を伴う一連の日程に従って実施される旅行に参加する場合の旅費。現地宿泊費及び交通費に限り、食費及び日当を除く。)

### 【補助率】

委託料 2分の1  
旅費 10分の10

### 【補助上限額】

委託料 15万円  
旅費 5万円

問合せ先

米子市経済部商工課 TEL:0859-23-5219 FAX:0859-23-5354

詳しくはこちら

<https://www.city.yonago.lg.jp/35968.htm>

名称

## 【米子市】米子市情報通信及び事務管理関連企業立地促進補助金

施策概要

米子市内において、事業所の新設、増設又は移転を行う企業に対して、下記のとおり補助金を交付します。

### <企業立地事業補助金>

補助対象、経費	投下固定資産額
補助対象額 算定方法	①投下固定資産額(土地、家屋、償却資産)の15% ②初年度リース料の50% ※限度額…①+②の合計1億円(当該企業が誘致企業であつて、かつ、新たに事業所を建設する者であるときは、2億円)
補助申請	新增設事業の完了の日から3年以内
要件	①雇用 常時雇用労働者及び短時間労働者 20人以上 ※常時雇用労働者:雇用保険の被保険者で市内に住所を有するもの ※短時間労働者:1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者で、雇用期間が4カ月以上、市内に住所を有するもの ②投資額 3,000万円以上
対象業種	情報処理・提供サービス業、コールセンター業務、事務管理業務、ソフトウェア業、デザイン・機械設計業又はインターネット附随サービス業に属する事業

### <雇用事業補助金>

補助対象額 算定方法	事業所の借室料の1/6を5年間 ※限度額…1,000万円/年
補助申請	新增設事業の完了の日から3年以内
要件	①雇用 常時雇用労働者等 5人以上 ※常時雇用労働者等:雇用期間の定めがなく、1週間の所定労働時間が週30時間以上で同一の事業所に雇用されるほかの通常の労働者の1週間の所定労働時間と同程度である雇用保険の被保険者
対象業種	情報処理・提供サービス業、コールセンター業務、事務管理業務、ソフトウェア業、デザイン・機械設計業又はインターネット附随サービス業に属する事業

(注)当補助金は、事前に補助対象企業の指定を受けることが必要です。

問合せ先

米子市経済部経済戦略課企業立地推進室  
TEL:0859-23-5218

詳しくはこちら

<http://www.city.yonago.lg.jp/>

名称

## 【米子市】企業自立サポート融資(制度融資)

施策概要

中小企業者等を支援するための融資制度です。

### 〈県・市町村協調の制度〉

創業支援資金	起業・創業に必要な資金の融資
中小企業小口融資 小規模事業者融資	小規模企業者等を対象とした事業資金の融資
流動資産担保融資	売掛債権や棚卸資産を活用した資金の融資
企業自立化支援資金	一般的な事業資金の融資
新事業展開資金	経営革新や海外展開のための事業資金の融資
新規需要開拓設備資金	設備の導入・新設、合理化などに取り組む資金の融資
経営体質強化資金	業況悪化の状況における経営の維持、回復のための融資
取引安定化対策資金	取引先の倒産や取引縮小等により必要な運転資金の融資
経営安定支援借換資金 経営再生円滑化借換特別 資金	金融機関、商工団体等の支援を受けて経営の改善・再生に取り組むため、既往借入金を借り換えるときの融資
地域経済変動対策資金 災害等緊急対策資金	災害や経済変動事象の影響を受けた施設の復旧や経営安定のための融資
事業承継支援資金	事業承継、合併等を行うときに必要な資金の融資
再生支援資金	事業再生のために必要な資金の融資
働き方改革応援資金	従業員の労働環境改善に資する取組を行うときの融資
災害対応力強化資金	事業継続計画(BCP)等の防災対策を向上させるための融資
産業未来共創資金(大型投資)	工場の新設・増設等の大型投資に必要な資金の融資
バイオ産業支援資金	染色体工学技術を活用した事業開発に必要な資金の融資
経営安定事業継続支援資金	当面の返済負担を軽減するための期日一括返済型の融資

### 〈申込窓口・連絡先〉

- 米子商工会議所 産業振興課 TEL:0859-22-5131
- 鳥取県西部商工会産業支援センター 経営支援課 TEL:0859-37-0085
- 米子日吉津商工会 TEL:0859-56-2700

問合せ先

米子市経済部商工課 TEL:0859-23-5219 FAX:0859-23-5354

詳しくはこちら

<https://www.city.yonago.lg.jp/9175.htm>

名称

## 【米子市】よなご住んで楽しいまちづくりファンド

施策概要

米子市の中心市街地や皆生温泉などの地域において、空き家・空き店舗などの遊休不動産の利活用を通じて、地域に賑わいを創出する事業を支援することで、まちの魅力向上につなげることを目的としています。

### 【対象事業】

遊休不動産の利活用に関わる事業を原則として、地域の活性化につながる新たな賑わいを創出し、魅力向上に資する事業。

### 【対象地域】

- ・米子市中心市街地エリア(米子駅～商店街～角盤町、米子城跡・城下町エリア)
- ・皆生温泉エリア ・米子港周辺エリア ・淀江エリア

### 【投資内容】

設立日:2022年2月1日

ファンド運用期間:2036年1月31日

ファンド総額:8,000万円

出資者(組合員):米子市、株式会社鳥取銀行、米子信用金庫

対象企業が発行する株式の取得により、当該ファンドから投資する。

資金用途:設備資金およびそれに付随する運転資金

投資規模:1社に対する投資上限額は原則2,000万円

投資期間:1社に対する投資期間は原則10年

問合せ先

米子市経済部商工課 TEL:0859-23-5219 FAX:0859-23-5354

詳しくはこちら

<https://www.city.yonago.lg.jp/item/45828.htm#itemid45828>

名称

## 【米子市】地域総合整備資金(ふるさと融資)

施策概要

米子市が金融機関等と共同して地域振興に資する民間事業活動等を支援し、一般財団法人地域総合整備財団の支援を得て民間事業者等に無利子資金を融資します。

### 【貸付対象費用】

- (1) 設備の取得等に係る費用
- (2) 試験研究開発費等当該設備の取得等に伴い必要となる付随費用(人件費、賃借料、保険料、固定資産税、支払金利及びリース料)

### 【貸付額】

- 貸付対象事業一件当たりの貸付額は300万円以上とし、10億5,000万円を限度とする。
- 貸付対象事業一件当たりの上記(1)(2)に対する貸付額は、当該貸付対象事業の費用から国庫補助金等の額を控除した額(ただし、用地取得費は設備の取得等に係る費用の3分の1を限度として費用に算入することができる。)の35%を限度とする。
- 定住自立圏形成協定又は定住自立圏共生ビジョンに基づく取組に関連して実施される貸付対象事業については、上限額を16億8,000万円とします。

### 【貸付利率】

無利子

### 【償還期間】

15年(5年以内の据置期間を含む。)以内

問合せ先

米子市経済部商工課 TEL:0859-23-5219 FAX:0859-23-5354

詳しくはこちら

<http://www.furusato-zaidan.or.jp/>

名称

## 【米子市・境港市】中海・宍道湖・大山圏域ものづくり.net事業

施策概要

圏域内の製造業の各企業の製品や技術、設備などの企業情報を収集し、インターネット上で公開し、受発注のビジネスチャンスにつなげてもらうためのデータベースです。

### 1 中海・宍道湖・大山圏域ものづくり連携事業実行委員会とは

中海・宍道湖・大山圏域にある米子市、境港市、鳥取県西部町村、松江市、出雲市及び安来市(圏域という。)の行政・商工団体が組織され、広域連携による製造業等の産業振興に資する事業(以下「圏域連携事業」という)を実施することにより、圏域内企業の連携や交流を促進し、圏域経済の活性化を図ることを目的としています。

### 2 中海・宍道湖・大山圏域ものづくりネット事業

ア 事業内容

①圏域内ものづくり企業の基礎データを収集し、企業情報データベースを作成します。

データベースをインターネット上へ公開することで圏域内での受発注、圏域内企業の連携による共同開発、共同受注などの創出を図ります。

②実行委員会事業として圏域外へのサイトの広報を行い、圏域外企業からの受発注等の問合せ等の機会を創出を図ります。

イ 企業情報の掲載については、圏域内の企業となります。

ウ サイト掲載にかかる企業負担は無料です。

【申込み】

掲載については、圏域内各商工会議所及び商工会までお問い合わせ

問合せ先

米子市経済部商工課 TEL:0859-23-5217  
(<http://www.city.yonago.lg.jp/7493.htm>)  
境港市産業部水産商工課 TEL:0859-47-1056  
米子商工会議所 TEL:0859-22-5131  
境港商工会議所 TEL:0859-44-1111  
鳥取県西部商工会産業支援センター TEL:0859-37-0085

詳しくはこちら

<http://www.na-s-da.net/>



名称

## 【米子市・境港市】中海圏域就業連携事業

施策概要

新規学卒者に対して、中海圏域の企業の就職情報などを提供して、若者の定住促進を図ります。

○企業情報発信サイトの運営

- ・中海圏域内の企業の魅力を発信する新しいサイト「エスクト」を運営し、IJUターンや学生などの圏域内企業への就職や定住促進を図る。

○連携事業の実施

- ・大学等が主催し、圏域内で開催されるイベントなどに参画し、学生と圏域内企業との交流づくりのためのPR事業を実施する。

○新規学卒者への就職相談の実施

- ・圏域内の企業に就職を希望する新規学卒者に対して就職相談を実施し、圏域内の定住促進に努める。

○求人情報を提供してくれる企業の開拓

- ・圏域内企業への訪問等を通じて、情報交換やサイトなどを通じた企業の魅力発信の提案などを行い、新規企業の開拓を促進する。

問合せ先

米子市経済部経済戦略課産業・雇用戦略室 TEL:0859-23-5224  
境港市産業部水産商工課 TEL:0859-47-1056

詳しくはこちら

<http://s-ct.jp/>

名称

## 【米子市】米子市企業立地促進課税免除制度

施策概要

米子市内における企業立地の促進を図るため、「鳥取県地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画」、「米子流通業務地区における企業立地」、「崎津アミューズメント施設用地における企業立地」に伴う固定資産税の課税を免除します。

### (1)「地域経済牽引事業促進法」に定められた課税免除の規定に該当する企業立地

#### 【課税免除対象施設】

(ア)当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物(当該施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。)

○家屋については、対象となる部分の延べ床面積が対象施設全体(共用部分は除く)の延べ床面積の2分の1以上を占めるもの。

○構築物については、対象となる部分の取得価額がその構築物全体の取得価額の2分の1以上を占めるもの。

(イ)敷地である土地(同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して

一年以内に家屋又は構築物の建設の着手したものに限り。)

(ウ)かつ、上記、家屋、構築物、土地の取得価額が1億円(農林漁業及びこれに関連する製造業は5,000万円)を超えるもの。

【対象施設の適用期間】地域経済牽引事業促進法第4条第6項の規定による同意の日から起算して5年以内に

設置された施設

※「鳥取県基本計画」の計画期間である平成29年9月29日(国同意の日)から令和5年度末又は次期基本計画の同意日まで

### (2)米子流通業務地区における企業立地

【対象となるもの】対象者が、新たに取得した土地(ただし、その取得日から起算して3年以内に家屋又は構築物の建設

を着手したものに限り。)

及び新設する建物並びに施設新設に係る償却資産。

【対象施設の適用期間】米子市が分譲する全ての区画に企業立地が完了するまで。

【課税免除の期間】当該施設において事業を開始した日以後最初に到来する賦課期日によって固

定資産税を賦課する

こととなる年度から3年度分。※当該地区内の土地を購入し、かつ、流通業務施設を立地する場合

は、課税免除のほか、

雇用促進補助金(30万円/人)の交付を受けることができます。

### (3)崎津がいなタウン

【対象となるもの】対象者が新たに取得した土地(ただし、その取得日から起算して3年以内に家屋又は構築物の建設を

着手したものに限り。)

及び新設する建物並びに施設新設に係る償却資産。

(ただし、ギャンブル施設等を立地する者を除く。)

【対象施設の適用期間】施設用地内に企業立地が完了するまで。

【課税免除の期間】当該施設において事業を開始した日以後最初に到来する賦課期日によって固

定資産税を

賦課することとなる年度から3年度分。

問合せ先

米子市経済部経済戦略課企業立地推進室 TEL:0859-23-5218

詳しくはこちら

<http://www.city.yonago.lg.jp/>

名称

# 【倉吉市】倉吉市企業立地促進補助金

施策概要

工場、事業所等の新・増設事業を行う企業に対して補助金を交付。

補助対象企業	製造業 本市の経済の活性化に寄与するものとして市長が認める業種				自然科学研究所、ソフトウェア業、デザイン業、機械設計業、研究開発型企業	情報処理・提供サービス業(コールセンター業を除く。)		
	本市の経済の活性化に寄与するものとして市長が認める業種				常時雇用労働者数30人未満の企業に限る			
補助要件	投資額	10億円超	1億円超	5000万円超	3000万円超	3000万円超		3000万円超
	増加常時雇用労働者数	10人以上	5人以上	3人以上	3人以上	10人以上	5人以上	20人以上(パートタイム含む)
投資に対する補助	補助金額	投下固定資産額×3%						
	限度額	3,000万円	1,500万円	300万円	300万円	3,000万円	1,500万円	600万円
	市長特認事項	<p>下記要件に該当する事業で、本市地域経済の発展に著しく寄与する工場等であると市長が認める場合は、投下固定資産額の2%を限度に加算することができる。加算後の投下固定資産額に対する補助金の合計の限度額は1億円とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 本社機能移転事業(大都市圏からの本社機能移転に伴う事業)</li> <li>② 国内回帰事業(海外工場等の全部または一部の市内への移転に伴う事業)</li> <li>③ 成長戦略分野推進事業(鳥取県産業振興未来ビジョンにおいて戦略的推進分野として位置づけられた事業)</li> <li>④ 新分野展開事業(市内に本社を有する中小企業が行う、提供する製品等が新たな市場を獲得すると見込まれる事業)</li> <li>⑤ 製造、開発等を集約する拠点事業</li> <li>⑥ 著しい雇用増を伴う事業</li> </ul>						
事業認定時期	工場等の新設または増設の着手までに企業立地促進事業の認定を受けること。							
交付申請時期	企業立地促進事業が完了した日から1年以内に行うこと。企業立地促進事業の一部が完了した場合において要件を満たすときは、1年度につき1回(全部が完了する予定の年度にあっては2回)、当該事業の完了部分に係る補助金の交付申請をすることができる。							

問合せ先

倉吉市経済観光部しごと定住促進課  
TEL:0858-22-8129 FAX:0858-22-8136

詳しくはこちら

<https://www.city.kurayoshi.lg.jp/>

名称

## 【倉吉市】倉吉市商品等販路開拓支援事業

施策概要

中小企業等が各種展示商談会に商品等を出展し、又はメディア等を介して商品等を紹介するときに必要な費用を補助。

### 対象事業

- ①展示商談会を活用し、商品、製品又は技術を展示し、又は紹介する事業
  - ②メディア(テレビ、ラジオ、新聞、雑誌)を使用して広く商品等を紹介する事業
- ※ただし、一般消費者への販売促進を主たる目的とするものは除く。

### 対象経費

出展料、賃借料、広告費、印刷製本費、消耗品費、展示商品搬送費、交通費、宿泊費等

### 補助金額

対象経費の2/3以内の額(1件あたり20万円が上限)

### 補助対象件数

年間5件予定

問合せ先

倉吉市経済観光部しごと定住促進課  
TEL:0858-22-8129 FAX:0858-22-8136

詳しくはこちら

<https://www.city.kurayoshi.lg.jp/>

名称

## 【倉吉市】就職説明会等参加・開催補助金

施策概要

市内に本社又は事業所等を有する中小企業が、従業員を正規雇用することを目的に就職説明会等へ参加・開催する費用の一部を補助。

### 【事業概要】

#### ○県外説明会参加支援

概要：正規雇用を目的に県外で行われる就職説明会等へ参加する経費を補助

補助対象経費：参加費 出展料 交通費 宿泊費

#### ○市内説明会開催支援

概要：正規雇用を目的に市内で説明会・企業見学会等を開催する経費を補助

補助対象経費：使用料・賃借料、委託料(会場設営に関するもののみ)

### 【補助率・補助上限】

補助率1/2・補助上限50,000円

※「市内説明会参加」において、複数の事業者が連携し共同事業として申請の場合は、補助上限額は「1事業者あたりの補助上限額(50,000円)×連携中小企業数の金額(但し、200,000円を上限)とする。

問合せ先

倉吉市経済観光部しごと定住促進課  
TEL:0858-22-8129 FAX:0858-22-8136

詳しくはこちら

<https://www.city.kurayoshi.lg.jp/>

名称

## 【倉吉市】移住就職者家賃支援補助金

施策概要

市内に本店、支店その他の事務所を有する事業者への就職を機に、転入した者の賃貸住宅の家賃の一部を企業を介して、最長1年間補助。

### ○補助対象

市内の中小企業(個人事業者を含む)のうち、毎年度の4月1日以降に移住就職者を正規雇用し、この補助金を活用して移住就職者に家賃補助を行う者

※移住就職者

・市外から本市に転入した者のうち当該転入の前90日間市外に住所を有していた者であって、次に掲げる要件を全て満たすもの。

ア 転入前又は転入後90日以内に市内の企業に就職したこと

イ 申請の時点での年齢が18歳以上であること

ウ 申請の時点で本市に住民票を有しており、その後継続して1年以上本市に居住する意思を有すること

エ 賃貸住宅の名義人であること

オ 大学・短期大学・高等専門学校・専門学校等の学生、公務員、独立行政法人の職員・役員でないこと

カ 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けていないこと

キ 世帯員の全員に市税等の滞納がないこと

ク 他の世帯員が過去に企業を介して本補助金の交付を受けておらず、又は受けようとする者でないこと

### ○補助対象経費

補助事業者が正社員として雇用する移住就職者の居住する賃貸住宅の家賃の1/2

(この補助金とは別に企業から住宅手当等がある場合は、それを除いた額の1/2)

### ○補助限度額

移住就職者1人の家賃 10,000円/月

### ○補助金額

「補助対象経費」と「補助限度額」のいずれか少ない額×12ヶ月分  
(1人あたり1年間で最大120,000円)

問合せ先

倉吉市経済観光部しごと定住促進課  
TEL:0858-22-8129 FAX:0858-22-8136

詳しくはこちら

<https://www.city.kurayoshi.lg.jp/>

名称

## 【倉吉市】インターンシップ参加支援助成金

施策概要

市内に本店、支店その他の事務所を有する中小企業(個人事業者含む)へインターンシップを行う学生の負担を軽減するために、インターンシップ参加に要した費用の一部を助成。

### ○助成対象

市内企業にインターンシップを行った大学生、短期大学生、高等専門学校生、専門学校生等

### ○助成対象経費

宿泊費・交通費

### ○助成内容と助成上限額

宿泊費・交通費の1/2、15,000円

※市内在住学生と市外在住学生では、対象経費が異なりますので詳細は市ホームページをご確認ください。

問合せ先

倉吉市経済観光部しごと定住促進課  
TEL:0858-22-8129 FAX:0858-22-8136

詳しくはこちら

<https://www.city.kurayoshi.lg.jp/>

名称

## 【倉吉市】経営者チャレンジアップ支援事業費補助金

施策概要

市内事業者の「事業承継」や「事業再編」などに向けた取組を支援。

### 【事業概要】

#### ○事業承継促進支援事業

1. 事業承継を行うための専門家活用に係る費用を支援(ファイナンシャル・アドバイザーや仲介手数料、デューデリジェンスに要する費用等)
2. 事業承継を行うための設備投資に係る費用を支援(改修費、設備費、委託費等)
3. 事業承継を行った後の販路開拓に係る費用を支援(旅費、会場借上料、広報費、委託費等)

#### ○事業再編支援

1. 業態転換や新分野展開等に係る経費を支援

#### ○事業者連携支援

1. 法人又は商店街等の団体において2人以上が連携して事業を実施する場合に必要な経費を支援

### 【補助率・補助上限】

補助率2/3、上限30万円

※上記は令和5年3月時点の予定のため、実際の公募の際に変更される場合があります。詳細は市HPをご確認ください。

問合せ先

倉吉市経済観光部しごと定住促進課  
TEL:0858-22-8129 FAX:0858-22-8136

詳しくはこちら

<https://www.city.kurayoshi.lg.jp/>



名称

## 【倉吉市】IJUターン就職者奨学金返還支援助成金

施策概要

市内企業への就労を機に本市へ移住した35歳未満の方の奨学金返還を最大8年間支援。

### 【補助対象者】

市内企業(公務員を除く)へ正社員として就職する35歳未満の移住者(新卒者を含む)で、補助対象の奨学金の貸与を受けており、将来返還予定であるか又は返還中の者

### 【補助対象経費】

次の①から⑥の奨学金の貸与を受けており、将来返還予定であるか又は返還中の補助金

- ①(独)日本学生支援機構の無利子奨学金及び有利子奨学金
- ②鳥取県育英奨学資金
- ③磯野長蔵記念三松奨学育英奨学資金
- ④倉吉市奨学資金
- ⑤上記の①から④の要件に準じた奨学金

### 【補助率】

無利子: 3/4  
有利子: 1/4

問合せ先

倉吉市経済観光部しごと定住促進課  
TEL:0858-22-8129 FAX:0858-22-8136

詳しくはこちら

<https://www.city.kurayoshi.lg.jp/>

名称

## 【倉吉市】企業自立サポート融資(制度融資)

施策概要

中小企業者等を支援するための融資制度で、県との協調融資です。

### 〈県・市町村協調の制度〉

創業支援資金	起業・創業に必要な資金の融資
中小企業小口融資 小規模事業者融資	小規模企業者等を対象とした事業資金の融資
流動資産担保融資	売掛債権や棚卸資産を活用した資金の融資
企業自立化支援資金	一般的な事業資金の融資
新事業展開資金	経営革新や海外展開のための事業資金の融資
新規需要開拓設備資金	設備の導入・新設、合理化などに取り組む資金の融資
経営体質強化資金	業況悪化の状況における経営の維持、回復のための融資
取引安定化対策資金	取引先の倒産や取引縮小等により必要な運転資金の融資
経営安定支援借換資金 経営再生円滑化借換特別資金	金融機関、商工団体等の支援を受けて経営の改善・再生に取り組むため、既往借入金を借り換えるときの融資
地域経済変動対策資金 災害等緊急対策資金	災害や経済変動事象の影響を受けた施設の復旧や経営安定のための融資
事業承継支援資金	事業承継、合併等を行うときに必要な資金の融資
再生支援資金	事業再生のために必要な資金の融資
働き方改革応援資金	従業員の労働環境改善に資する取組を行うときの融資
災害対応力強化資金	事業継続計画(BCP)等の防災対策を向上させるための融資
産業未来共創資金(大型投資)	工場の新設・増設等の大型投資に必要な資金の融資
バイオ産業支援資金	染色体工学技術を活用した事業開発に必要な資金の融資
経営安定事業継続支援資金	当面の返済負担を軽減するための期日一括返済型の融資

倉吉商工会議所・中小企業相談所(TEL0858-22-2191)をはじめ、各相談窓口にお気軽にご相談ください。

問合せ先

倉吉市経済観光部しごと定住促進課  
TEL:0858-22-8129 FAX:0858-22-8136

詳しくはこちら

<https://www.city.kurayoshi.lg.jp/>

名称

## 【倉吉市】倉吉市短期融資

施策概要

中小企業者等を支援するための融資制度で、市の単独事業です。

○限度額	500万円
○資金使途	運転資金
○融資利率	市中金利の動向等を勘案して市長が別に定める率(変動金利)
○融資期間	3年以内
○保証料率	年0.45%から年1.08%までの間で保証協会が定める率
○償還方法	期日一括償還又は毎月元金均等償還
○担保	金融機関の定めるところによる
○保証人	金融協会の定めるところによる
○申込窓口	各金融機関

倉吉商工会議所・中小企業相談所(TEL0858-22-2191)をはじめ、各相談窓口にお気軽にご相談ください。

問合せ先

倉吉市経済観光部しごと定住促進課  
TEL:0858-22-8129 FAX:0858-22-8136

詳しくはこちら

<https://www.city.kurayoshi.lg.jp/>

名称

## 【倉吉市】チャレンジショップあきない塾

施策概要

これから事業を立ち上げ、経験を積みながら飛躍をめざす起業者を支援

チャレンジショップ事業では中心市街地内の空き店舗についてお店を始めたい方に安価な家賃で貸し出しを行い、将来にわたり事業展開を図ろうとする者を支援します。

### ○施設概要

所在地：倉吉市東仲町2605,2608(旧三好金物店の一部)

設備：コンセント、照明灯、エアコン、インターネット、水道

### ○契約期間

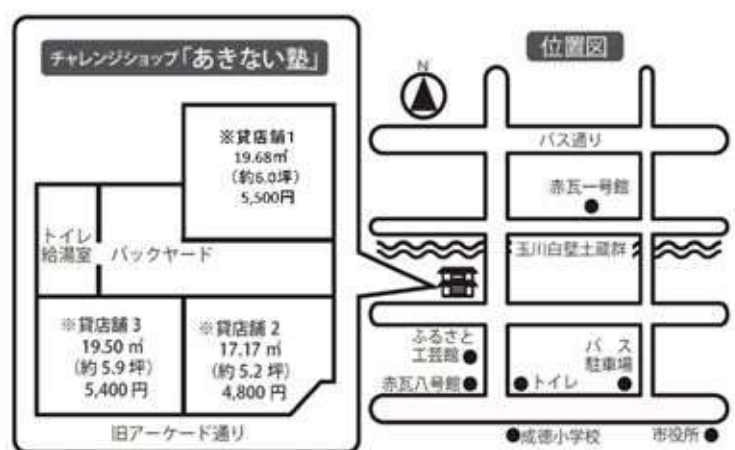
6カ月契約とする。但し1回を限度に契約更新可能。(最長1年間)

※準備、退店期間を含む。

### ○経費負担

負担は低額な家賃(月4,000円～6,000円:店舗面積による)の他、別途、光熱費・上下水道使用料・共益費が必要。

詳しくは、倉吉商工会議所までお問い合わせください。



問合せ先

倉吉市経済観光部しごと定住促進課  
TEL:0858-22-8129 FAX:0858-22-8136  
( <https://www.city.kurayoshi.lg.jp/> )

倉吉商工会議所  
TEL:0858-22-2191 FAX:0858-22-2193

詳しくはこちら

<http://www.kurayoshi-cci.or.jp/>

名称

## 【境港市】境港市企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例

施策概要

企業立地を促進し、経済の活性化と雇用機会の拡大を図るため、境港市内に工場等を新設、増設又は移設する企業を支援します。

### ■対象者

次の(1)(2)の要件を満たす事業者であって、企業立地計画についてあらかじめ市長の認定を受けた者

- (1) 境港市内において事業所等を新設、増設又は移設する者
- (2) 次のア～ケのいずれかの事業を営む者
  - ア 製造業
  - イ 運輸業、郵便業(道路貨物運送業、水運業、倉庫業及び運輸に附帯するサービス業に限る。)
  - ウ 宿泊業(店舗型性風俗特殊営業を除く。)
  - エ 学術研究・専門・技術サービス業(学術・開発研究機関、デザイン業、著述・芸術家業及び機械設計業に限る。)
  - オ 電気業
  - カ 情報通信業
  - キ 職員教育施設・支援業
  - ク コールセンター業
  - ケ 再資源化を行う事業

### ■要件

次の(1)～(4)のいずれにも該当する事業者

- (1) 操業開始の日における投下固定資産総額及び新規常時雇用者の数(純増数)が、次に定める基準のいずれかに該当すること。
  - ア 投下固定資産総額が1億円以上かつ新規常時雇用者の数(純増数)が7人以上であること。
  - イ 投下固定資産総額が5,000万円以上かつ新規常時雇用者の数(純増数)が4人以上であること。(アに該当するものを除く。)
  - ウ 投下固定資産総額が3,000万円以上かつ新規常時雇用者の数(純増数)が2人以上であること。(ア又はイに該当するものを除く。)
- (2) 企業立地に係る資金計画が、当該事業者の経営状況に照らして適正と認められること。
- (3) 本市の経済の発展及び雇用機会の拡大に寄与すると認められること。
- (4) 環境の保全に配慮したものであること。

### ■支援概要

- (1) 固定資産税の課税免除(上限:1年度につき1億円)※1  
認定された投下固定資産に関する固定資産税について要件(1)の基準ごとに以下の期間、課税免除します。

アに該当する認定事業者にあつては、5年間  
イに該当する認定事業者にあつては、4年間  
ウに該当する認定事業者にあつては、3年間

- (2) 雇用促進奨励金(上限1億円)  
要件(1)の基準ごとに以下のとおり、雇用促進奨励金を支給します。  
アに該当する認定事業者にあつては、市内新規常時雇用者1人につき100万円  
イに該当する認定事業者にあつては、市内新規常時雇用者1人につき50万円  
ウに該当する認定事業者にあつては、市内新規常時雇用者1人につき30万円

- (3) 企業立地支援補助金(上限1億円)※1  
要件(1)のアに該当する認定事業者に限り、認定された投下固定資産の総額5%を企業立地支援補助金として交付します。

※1 支援概要の(1)と(3)は、併用できません。

※2 同一の事業計画に対して、その他の支援措置との併用はできません。

問合せ先

境港市 産業部 水産商工課 商工振興係  
TEL:0859-47-1056  
FAX:0859-44-7957

詳しくはこちら

名称

## 【境港市】境港市企業立地促進補助金

施策概要

企業の立地を促進し、地域経済の健全な発展と雇用機会の拡大を図るため、竹内工業団地に工場等を新設、増設又は移設する企業を支援します。

### ■対象者

竹内工業団地の土地を取得又は賃借し、工場等を操業した企業

### ■要件

- (1)山陰両県在住者を3人以上(うち市内在住者1人以上)新規常時雇用すること。
- (2)環境の保全について適切な措置を講ずること。
- (3)境港市税に滞納がないこと。

### ■補助額

操業開始時の新規投下固定資産(土地、家屋、償却資産)に関する固定資産税相当額を、当該固定資産税の最初の納期の属する年度(当該年度以降に事業認定を受けた場合は、認定を受けた年度)の翌年度以降3か年に分割して(1年目40%、2・3年目30%)補助。

※同一の事業計画に対して、その他の支援措置との併用はできません。

問合せ先

境港市 産業部 水産商工課 商工振興係  
TEL:0859-47-1056  
FAX:0859-44-7957

詳しくはこちら

名称

## 【境港市】境港市工場立地促進補助金

施策概要

企業の立地を促進し、地域経済の健全な発展と雇用機会の拡大を図るため、境港市内(竹内工業団地を除く。)に工場を新設、増設又は移設する企業を支援します。

### ■対象者

境港市内(竹内工業団地を除く)で工場を操業した企業(製造業等に限る)

### ■要件

- (1)山陰両県在住者を3人以上(うち市内在住者1人以上)新規常時雇用すること。
- (2)環境の保全について適切な措置を講ずること。
- (3)境港市税に滞納がないこと。

### ■補助額

操業開始時の新規投下固定資産(土地、家屋、償却資産)に関する固定資産税相当額を、当該固定資産税の最初の納期の属する年度(当該年度以降に事業認定を受けた場合は、認定を受けた年度)の翌年度以降3か年に分割して(1年目40%、2・3年目30%)補助。

※同一の事業計画に対して、その他の支援措置との併用はできません。

問合せ先

境港市 産業部 水産商工課 商工振興係  
TEL:0859-47-1056  
FAX:0859-44-7957

[詳しくはこちら](#)

名称

## 【境港市】境港市夕日ヶ丘地区小売業立地促進補助金

施策概要

夕日ヶ丘地区における小売業の立地を促進し、地域経済の健全な発展と雇用機会の拡大、市民の利便性を図るため、夕日ヶ丘地区で小売業の店舗等を新設、増設又は移設する企業を支援します。

### ■対象者

夕日ヶ丘地区で小売業を操業した企業

### ■要件

- (1) 山陰両県在住者を3人以上(うち市内在住者1人以上)新規常時雇用すること。
- (2) 店舗面積が1,000㎡を超え、かつ大規模小売店舗立地法に基づく届出を行うこと。
- (3) 生活環境の保全について適切な措置を講ずること。
- (4) 境港市税に滞納がないこと。

### ■補助額

操業開始時の新規投下固定資産(土地、家屋、償却資産)に関する固定資産税相当額を、当該固定資産税の最初の納期の属する年度(当該年度以降に事業認定を受けた場合は、認定を受けた年度)の翌年度以降3か年に分割して(1年目40%、2・3年目30%)補助。

※同一の事業計画に対して、その他の支援措置との併用はできません。

問合せ先

境港市 産業部 水産商工課 商工振興係  
TEL:0859-47-1056  
FAX:0859-44-7957

詳しくはこちら



名称

## 【境港市】境港市創業支援補助金

施策概要

産業の振興及び活性化を図ることを目的として、境港市内で創業する方を支援します。

### ■対象者

境港市内で新たに事業を開始された方(これまで事業を営んだことがない方に限る)

### ■要件

- (1) 特定創業支援事業の支援を受け、その証明を受けること。
- (2) 以下のいずれかに該当していること。  
ア 個人にあつては、事業を開始する日までに境港市へ住民登録をしている。  
イ 会社にあつては、境港市内を本店として設立登記をしている。
- (3) 境港市税に滞納がないこと。

### ■対象業種

下記「問合せ先」にお問い合わせください。

### ■対象経費

- (1) 事業拠点費  
電気設備費、什器・備品等設備費、パソコン等機械器具費、事務所等の改修、改裝修繕費、主に居住の用に供する家屋の増築、改修、修繕に係る費用
- (2) 宣伝広告費  
販路開拓に係る広告宣伝費、チラシデザイン費、チラシ印刷費、ホームページ制作費
- (3) 設立登記費  
会社設立時の登記に要する経費

### ■補助額

対象経費(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)の1/2(上限30万円)  
※Iターン移住者の場合、上限は50万円

問合せ先

境港市 産業部 水産商工課 商工振興係  
TEL:0859-47-1056  
FAX:0859-44-7957

詳しくはこちら

名称

## 【境港市】企業自立サポート融資(制度融資)

施策概要

中小企業者等を支援するための融資制度、県との協調融資です。

### 〈県・市町村協調の制度〉

創業支援資金	起業・創業に必要な資金の融資
中小企業小口融資 小規模事業者融資	小規模企業者等を対象とした事業資金の融資
流動資産担保融資	売掛債権や棚卸資産を活用した資金の融資
企業自立化支援資金	一般的な事業資金の融資
新事業展開資金	経営革新や海外展開のための事業資金の融資
新規需要開拓設備資金	設備の導入・新設、合理化などに取り組む資金の融資
経営体質強化資金	業況悪化の状況における経営の維持、回復のための融資
取引安定化対策資金	取引先の倒産や取引縮小等により必要な運転資金の融資
経営安定支援借換資金 経営再生円滑化借換特別 資金	金融機関、商工団体等の支援を受けて経営の改善・再生に 取り組むため、既往借入金を借り換えるときの融資
地域経済変動対策資金 災害等緊急対策資金	災害や経済変動事象の影響を受けた施設の復旧や経営安 定のための融資
事業承継支援資金	事業承継、合併等を行うときに必要な資金の融資
再生支援資金	事業再生のために必要な資金の融資
働き方改革応援資金	従業員の労働環境改善に資する取組を行うときの融資
災害対応力強化資金	事業継続計画(BCP)等の防災対策を向上させるための融資
産業未来共創資金(大型投 資)	工場の新設・増設等の大型投資に必要な資金の融資
バイオ産業支援資金	染色体工学技術を活用した事業開発に必要な資金の融資
経営安定事業継続支援資 金	当面の返済負担を軽減するための期日一括返済型の融資

問合せ先

境港市 産業部 水産商工課 商工振興係  
TEL:0859-47-1056  
境港商工会議所 TEL:0859-44-1111

詳しくはこちら

**名称****【境港市】季節金融対策資金****施策概要**

季節的に決済資金及び賞与資金等の資金繰りに困難をきたしている中小企業者に対して経営資金を融資します。

**■対象者**

中小企業信用保険法の対象となるもので、かつ、市内で1年以上の期間にわたって事業所を有する中小企業者

■資金の使途 運転資金

■融資限度額 300万円

■融資期間 6か月以内

■融資利率 境港金融会との協議により定める。

■信用保証 任意保証

■担保 金融機関の定めるところによる。

■保証人 金融機関の定めるところによる。

■償還方法 期日一括償還又は毎月償還

■申込窓口 市内金融機関

**問合せ先**

境港市 産業部 水産商工課 商工振興係  
TEL:0859-47-1056  
FAX:0859-44-7957  
境港商工会議所 TEL:0859-44-1111

[詳しくはこちら](#)

## 名称

# 【境港市】地域総合整備資金(ふるさと融資)

## 施策概要

境港市が金融機関等と共同して地域振興に資する民間事業活動等を支援し、財団法人地域総合整備財団の支援を得て民間事業者等に無利子資金を融資します。

### ■対象者

市が策定した地域振興民間能力活用事業計画に位置づけられた民間事業者等による事業で、次の(1)～(4)すべてに該当するものであって、市長が適当と認めたもの。

- (1)公益性、事業採算性等の観点から実施されるもの
- (2)事業の営業開始に伴い、事業地域内において1人以上の新たな雇用の確保が見込まれるもの
- (3)事業の貸付対象費用の総額(用地取得費を除く。)が1千万円以上のもの
- (4)用地取得等契約後5年以内に貸付対象事業の営業開始が行われるもの

### ■貸付対象費用

- (1)設備の取得等に係る費用
- (2)試験研究開発費等当該設備の取得等に伴い必要となる付随費用(人件費、賃借料、保険料、固定資産税、支払金利及びリース料)

### ■貸付額

貸付対象費用の総額から国庫補助金等の額を控除した額の35%以内。(上限10億5千万円(年度を超えて実施される場合であって、複数の施設を一体的・複合的に整備するものである場合には、15億7千万円))

なお、上限額等が引き上げられる場合があります。詳しくは、下記問い合わせ先までお問い合わせください。

### ■貸付利率

無利子

### ■償還期間

20年(5年以内の据置期間を含む。)以内

## 問合せ先

境港市 産業部 水産商工課 商工振興係  
TEL:0859-47-1056  
FAX:0859-44-7957

地域総合整備財団

## 詳しくはこちら

<http://www.furusato-zaidan.or.jp/>

名称

## 【境港市】小規模事業者経営改善資金(マル経資金) 利子補給補助金

施策概要

マル経資金の融資の実行を受けた小規模事業者の経営の安定を図るため、利子負担について支援します。

### ■対象者

平成26年4月1日以降に日本政策金融公庫からマル経資金の融資の実行を受けた事業者

### ■要件

- (1) 境港市内に住所又は事業所を有していること。
- (2) 境港市税に滞納がないこと。

### ■交付対象期間

マル経資金の融資の償還開始月から最大36月。ただし、交付対象期間中に借換え又は追加融資を受けたものについては、当初のマル経資金の融資の償還開始月から起算します。

### ■補助額

対象者が支払った利子相当額の1/2(端数切捨て)

※毎年1月1日から12月31日までに支払った利子相当額の1/2を翌年に交付します。

問合せ先

境港市 産業部 水産商工課 商工振興係  
TEL:0859-47-1056  
FAX:0859-44-7957

[詳しくはこちら](#)

名称

## 【境港市】生活衛生関係営業経営改善資金(衛経資金)利子補給補助金

施策概要

衛経資金の融資の実行を受けた事業者の経営の安定を図るため、利子負担について支援します。

### ■対象者

平成26年4月1日以降に日本政策金融公庫から衛経資金の融資の実行を受けた事業者

### ■要件

- (1) 境港市内に住所又は事業所を有していること。
- (2) 境港市税に滞納がないこと。

### ■交付対象期間

衛経資金の融資の償還開始月から36月。ただし、交付対象期間中に借換え又は追加融資を受けたものについては、最初の衛経資金の融資の償還開始月から起算します。

### ■補助額

対象者が支払った利子相当額の1/2(端数切捨て)

※毎年1月1日から12月31日までに支払った利子相当額の1/2を翌年に交付します。

問合せ先

境港市 産業部 水産商工課 商工振興係  
TEL:0859-47-1056  
FAX:0859-44-7957

[詳しくはこちら](#)

## 名称

# 【境港市】国内商談会等参加支援補助金

## 施策概要

事業者の販売力や競争力を向上し、産業振興を図るため、製品や技術等の販路開拓を支援します。

### ■対象者

国内で開催される商談会等に出展する事業者

### ■要件

- (1)本店登記が境港市内にある(個人にあつては境港市内に住民登録し、有人の事業所を有する)中小企業者であること。
- (2)境港市税に滞納がないこと。 など

### ■対象経費

国内で開催される商談会等(商談会、展示会その他これらに類する会であつて、物品販売を伴うものを除く。)への出展に要する次の経費

- (1)出展料(オンライン国内商談会等にあつては、参加料、登録料、ページ掲載料)
- (2)小間の装飾費及び備品等リース料
- (3)展示品等の運搬費

### ■補助額

対象経費(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)の10/10(上限5万円)

※一会計年度につき2回、通算で6回を限度とする。

## 問合せ先

境港市 産業部 水産商工課 商工振興係  
TEL:0859-47-1056  
FAX:0859-44-7957

[詳しくはこちら](#)

名称

## 【境港市】事業承継支援補助金

施策概要

市内事業所における事業及び雇用の継続を図るため、第三者への事業承継を支援します。

### ■対象者

後継者が不在で、自らの事業に関する第三者承継先を探す事業者

### ■要件

- (1) 境港市内に本社又は本店となる事業所を有する(個人にあつては、あわせて境港市内に住民登録がある)中小企業者であること。
- (2) 境港市税に滞納がないこと。 など

### ■対象経費

専門事業者に支払う着手金、手付金その他の初期費用(成功報酬を除く。)

### ■補助額

対象経費(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)の1/2(上限50万円)

問合せ先

境港市 産業部 水産商工課 商工振興係  
TEL:0859-47-1056  
FAX:0859-44-7957

[詳しくはこちら](#)